

## 子ども手当

4月から始まった制度です。従来の児童手当と違い、所得制限はありません。

### ■対象になる人

北上市に住民登録または外国人登録し、中学校修了前の子ども(15歳到達日以後最初の3月31日までの間にある児童)を養育している人。

### ■手当の月額(平成22年度)

子ども1人：1万3千円

### ■申請について

#### 【申請手続きが必要な人】

①子の出生や他市町村から転入した人

②中学校2・3年の子どもがいる人(対象者へ通知済みと、未申請や所得制限で児童手当を受給していなかった人(通知はしていません)↓9月30日までに必ず申請してください(支給期間参照)。申請がないと支給されません

※申請は父または母で生計中心者となります。

※公務員は勤務先での手続きとなります。

※これまで児童手当を受給し、子ども全員が中学1年生以下の場合には申請は不要です。

### 【申請に必要なもの】

- ・印鑑(スタンプ式印鑑以外)
- ・申請者名義の預金通帳のコピー(名義・支店名が分かる)

見開き部分で、市内の金融機関のもの。ゆうちょ銀行も可)

・申請者本人の健康保険証のコピー(北上市の国保加入の人は不要)

・養育している子どもの住所が市外にあるときは、その子どもの世帯全員の住民票

### ■支給期間

申請月の翌月から15歳に達した日以後の最初の3月分まで。

※月末に生まれ申請が翌月になったなど、申請が月を超える場合、出生日または前住所地の転出予定日の翌日から起算して15日以内に申請すれば、出生日または転出予定日の翌月分から支給されます。

※22年4月1日時点で受給の対象となる人(4月1日に生まれた子どもは含まない)は、9月30日までに申請すれば、4月分からの手当がさかのぼって支給されます。10月以降の申請は通常通り、申請月の翌月分からの支給開始です。

### ■支給日

- 4〜5月分：6月10日(木)
- 6〜9月分：10月8日(金)
- 10〜11月分：2月10日(木)

★児童手当を受給している人へは、2〜3月分の児童手当を併せて支給します。

### ■現況届の提出を忘れずに!

子ども手当の受給者は、6月中に現況届を提出する必要があります。対象者には子ども手当の認定通知と併せて現況届の書類を送付します(6月7日発送予定)。必要事項を記入の上、必ず提出してください(郵送可)。提出がない場合、6月以降の手当が受けられなくなります。なお、4月1日から6月4日の間に認定請求(新規)や額改定請求増額)の手続きをした人は、現況届は不要です(認定通知などは6月7日に発送予定)。

### ■窓口

	とき	ところ
特設	6/18(金)~24(木)※土日除く 9:00~12:00、13:00~17:00	本庁舎1階ロビー 22日(火)は18:30まで延長
	6/25(金) 9:00~12:00	和賀庁舎1階ロビー
	6/25(金) 13:00~16:00	江釣子庁舎1階
常設	随時	子育て支援課

### ■郵送

〒024-8501(住所不要) 子育て支援課 あて



子どもの健やかな成長を  
応援します

子ども手当・児童扶養手当  
家庭支援などのご案内

問い合わせ 子育て支援課 内線 3472・3473

## 児童扶養手当

母子家庭に対して、生活の安定や自立の促進のために支給します。

### ■受給できる人

次の条件のいずれかに当てはまる児童を育てている母親または母親に代わってその児童を育てている人。ただし、手当を受けようとする人が公的年金給付を受けることができないなど、対象にならない場合があります。

▽両親が離婚した児童(事実上の婚姻関係を解消した場合を含む)

▽父親が死亡した児童(遺族年金受給者は申請できません)

▽婚姻によらず生まれた児童

▽父親が重度障がい者の児童

▽父親が1年以上同居せず、生計を維持しないで遺棄している児童

▽父親が1年以上刑務所などに収容されている児童

▽両親の所在が不明の児童

### ■手当の月額

児童1人 41,720円  
児童2人 5千円加算、児童3人以上 1人当たり3千円加算。

※児童が18歳になる日以降最初の3月まで(ただし、障がい児の場合は20歳に達した日

の属する月まで)支給します。

### ■所得制限

手当を請求する本人またはその扶養義務者の、前年の所得額が所得制限額(下表)を超えるときは、一定期間減額または支給を停止します。

■受給資格がなくなつたら  
児童扶養手当の支給要件に該当しなくなつた場合は届け出てください。

## 特別児童扶養手当

### ■受給できる人

身体や精神に障がいがある20歳未満の児童を育てている人。ただし、社会福祉施設に入所中の場合を除きます。

### ■児童の障がいの程度

手当には1級と2級があり、次のような障がい該当します。

▽1級 身体障がい者手帳1級から2級程度の重度の障がいや、療育手帳A程度の知的障がい

障がいのあるお子さんを養育している人に支給します。

### ■所得制限額

扶養親族の数 (所得申告の際の人数)	認定者本人		扶養義務者 (同居の親兄弟など)
	全部支給	一部支給	
0人	19万円	192万円	236万円
1人	57万円	230万円	274万円
2人	95万円	268万円	312万円
3人	133万円	306万円	350万円
4人	171万円	344万円	388万円
5人	209万円	382万円	426万円

▽2級 身体障がい者手帳3級から4級程度の中度の障がいや、これと同程度の知的障がい

### ■所得制限

手当を請求する本人か配偶者、またはその扶養義務者の前年の所得額が所得制限額を超えるときは、一定期間支給を停止します。

### ■手当の月額

1級 50,750円  
2級 33,800円

## お母さん頑張つて!

母子家庭の自立に向けて「子育てや生活の支援」「就業支援」などを行っています。どうぞご相談ください。

### 母子および寡婦 福祉資金貸付制度

母子家庭や寡婦の皆さんが、就業や子どもの進学などで資金が必要なときは、貸し付けを受けることができます。貸し付けの条件や限度額、利率、返済方法など、詳しくは花巻保健福祉環境センター北上分室(☎65-2732)へ。

### 【貸し付けの対象】

- ・事業の開始、継続
- ・就職の支度、技能の修得
- ・住宅の補修や改築、増築
- ・医療や介護を受けるため
- ・子の小・中・高校や専修学校、大学などへの就学支度
- ・など

### 母子家庭自立支援事業

母子家庭のお母さんの就業に向けた能力開発と就業の促進を支援します。資格要件がありますので、あらかじめ同課へご相談ください。

### ■自立支援教育訓練給付金

ホームヘルパー講座など就

業に必要と認められる市が指定する講座を受講した場合、その費用の一部を助成します。

### ■高等職業訓練促進給付金および高等職業訓練修了支援給付金

看護師や介護福祉士などの資格取得のために2年以上養成機関で受講する場合、受講する全期間、給付金を支給します(ただし、24年3月までに入学した人のみ)。さらに、修了後に修了支援給付金を支給します(ただし、20年4月以降の入学者のみ)。

### ▽促進給付金

- 市町村民税非課税世帯  
：月額141,000円
- 市町村民税課税世帯  
：月額70,500円
- ▽修了支援給付金  
市町村民税非課税世帯  
：50,000円  
市町村民税課税世帯  
：25,000円